

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成 27 年国勢調査では、平成 27 年における本町の人口は 6,490 人、人口比率は幼少年齢人口 11.9%、生産年齢人口 52.0%、高齢人口 36.1%となっており、今後さらに人口減少と高齢化が進行してことが推計される。

町内事業者数は平成 26 年時点で 257 社となっており、産業別就業人口の割合は、第 1 次産業は 16.0%、第 2 次産業が 18.7%、第 3 次産業が 65.3%となっている。町内には温泉旅館が約 25 軒あることから、宿泊業の割合比較的多いことが特徴といえる。しかしながら、事業者数は年々減少しており、近年、多くの事業所が人手不足などの課題を抱えている現状にある。

このような中、町は事業者に対する創業や雇用などに関する支援策を講じている。今後は、町内事業所の生産性の抜本的な向上により、人手不足などの諸課題に対応した事業基盤を構築するとともに、魅力ある企業づくりを支援していくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

計画期間中に 15 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町事業者は町内の全域に点在するため、対象地域を限定しない。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農業、製造業、サービス業、卸・小売業、飲食店・宿泊業と多岐にわたっており、多様な業種の事業者の生産性向上を実現するため対象業種・事業は限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。